

一般社団法人大規模修繕積算協会 九州支部規則

令和元年 8 月 1 日施行

一般社団法人 大規模修繕積算協会

支 部 規 則

第1条（この規則の目的）

この規則は、一般社団法人大規模修繕積算協会（以下「本会」という。）の規則第20条に基づき、支部の設置、運営に関し必要な事項を定めたものである。

第2条（支部の設置の目的・地域）

支部は、支部地域に在住又は勤務する会員（会員種別は問わない。）の相互協力によって、本会の目的達成に必要な事業を行う。

九州支部 （福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県）

第3条（支部設置の手続き）

支部の設置の手続きに関しては、支部地域に在住又は在勤する会員の中から、発起人を3名以上5名以内を定め、発起人代表から支部規程案とともに本会所定の支部設置申請用紙及び支部地域において支部設置に賛成をする会員名簿を提出する。

2 1の申請に基づき、理事会が審議を行い過半数の賛成により、設置を承認する。

第4条（支部への連絡）

本会は、以下について速やかに支部に連絡をする。支部の連絡先は、本会に届け出てある連絡とし、変更をする場合は変更後翌営業日までに本会事務局へ連絡するものとし、届け出が遅れた事による不利益は、本会には責任がないものとみなす。

- ・支部会員の入退会
- ・支部規則の改定
- ・その他本会決定事項について、支部に関連する事項
- ・本会が支部に連絡が必要と判断した事項

第5条（支部の会員）

本会の会員として（会員の種別は問わない。）入会の申請をし申請を認められたときに、在住又は勤務地に支部が存在していたときは、その該当支部に入会したものとみなし、本会から支部へ加入の連絡をする。

- 2 本会に入会後、支部が設置されたときは、該当の地域に在住又は勤務している会員は、支部の会員となり、本会から支部へ会員名の連絡をするとともに、当該会員へも支部会員になった旨を連絡する。
- 3 1又2において在住又は勤務地の支部が異なるときは、事前に本会、支部及び会員と協

議調整をして、所属支部を決定する。

- 4 本会を退会したものは、自動的に支部を退会したものとみなす。本会から連絡をする。

第6条（支部の役員）

支部の役員は、支部長1名、副支部長3名以内、理事10名、監事2名以内を置く。

- 2 支部長、副支部長は、支部総会において支部会員の中から選定をする。選定方法は、各支部規程の方法による。理事、監事は、支部会員の中から各支部会員規程の方法により選定する。

第7条（支部総会）

支部総会は、定時支部総会と臨時支部総会の2種として、定時支部総会は、事業年度終了後2か月以内に開催をし、臨時支部総会は必要に応じて開催をする。

会員1名又は1法人・1団体につき、1議決権とする。

法人又は団体会員は、年度毎に法人又は団体の代表1名を選出し、その代表が1議決権を持つ。代表選出の方法は、各法人又は団体により決定をする。代表は、支部の事務局に代表者の氏名、連絡先を事業年度開始2週間以内に報告をする、事業年度途中で変更の場合は、直ちに支部事務局へその旨を報告する。

当該年度の事業計画、収支予算及び前年度の事業報告、収支決算及び財産目録の承認をする。

第8条（役員会）

役員会は、毎月開催をする。役員の過半数を定足数とする。

第9条（議事録）

役員会については、議事録を作成して、支部事務局にて保存をする。保存期間は、10年間とする。本会役員、支部役員、支部会員より閲覧の請求があるときは、直ちに应じるものとする。

議事録には、日時、時間、参加者名、議長、議事の概要、議事録作成者を明記して、議長及び会議で選出された議事録署名人1名が記名押印をする。

第10条（懲戒）

支部が本会の目的から外れる活動、本会の品位を傷つける行為を行ったときは、理事会の決議により懲戒処分をうける。懲戒処分の前に支部役員の弁明の場を設ける。

第11条（支部規程）

各支部ごとに支部規程を作成し、理事会の承認をもって効力発生とする。

支部規程は、協会規則、支部規則と相反する内容、逸脱する内容を置くことはできない。

第12条（事務局）

支部には事務局を設置する。事務局の住所、電場番号、メールアドレス、担当者名を本会及び支部会員に告知する。これらの変更があったときは、即日本会及び支部会員に連絡を行う。

第13条（規則の変更・廃止）

支部規則の変更・廃止は、理事会の決議による。

第14条（規程の目的）

一般社団法人大規模修繕積算協会（以下「本会」という。）に設定されている九州支部の活動を活発に行い、地域の安心・安全な住環境の寄与するために、支部の運営について定める。

第15条（支部の地域と会員構成）

九州支部は、福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県に在住又は在勤する本会の会員（会員種別は問わない。）で構成をする。支部の入退会に関しては会員規則及び支部規則に従う。